

# 令和 8 年度第 1 回南橘公民館運営推進委員会

日時：令和 8 年 7 月 2 9 日（水）

午前 1 0 時から

会場：南橘公民館 会議室

## 次 第

- 1 開 会
- 2 委嘱状交付（新任委員 4 名）
- 3 委員自己紹介
- 4 委員長・副委員長の選出
- 5 議 題
  - (1) 前橋市教育振興基本計画について
  - (2) 令和 8 年度南橘公民館主催事業について
  - (3) その他
- 6 閉 会

※第 2 回委員会は、3 月 1 0 日（水）の午前（10:00～）を予定しています。

# 令和8年度 前橋市南橘公民館運営推進委員会委員名簿

【任期 R7. 7. 1～R9. 6. 30】

| No. | 氏 名     | 委員等の現在の役職<br>又 は 職 業   | 備 考              |
|-----|---------|------------------------|------------------|
| 1   | 早 川 洋一郎 | 前橋市立細井小学校校長            |                  |
| 2   | 後 藤 弘 史 | 前橋市立鎌倉中学校校長            | 新任<br>(R8. 7. 1) |
| 3   | 戸 所 清   | 南橘地区自治会連合会会長           | 新任<br>(R8. 7. 1) |
| 4   | 小保方 淳 一 | 南橘地区社会福祉協議会会長          |                  |
| 5   | 松 田 登   | 南橘地区民生委員児童委員協議会会長      | 新任<br>(R8. 7. 1) |
| 6   | 金 子 かほる | 南橘地区老人クラブ連合会副会長（女性委員長） |                  |
| 7   | 西 いづみ   | 南橘地区保健推進員会会長           |                  |
| 8   | 後 澤 直 子 | 更生保護女性会南橘支部長           |                  |
| 9   | 角 張 俊 明 | 南橘地区青少年育成推進員会会長        | 新任<br>(R8. 7. 1) |
| 10  | 鈴 木 俊 春 | 南橘地区更生保護協議会会長          |                  |

○前橋市公民館条例（昭和30年前橋市条例第24号）「抜粋」

（運営審議会及び運営推進委員会）

第7条 法第29条第1項の規定に基づき、前橋市公民館運営審議会（以下「審議会」という。）を前橋市中央公民館に置く。

2 その他の公民館に前橋市公民館運営推進委員会を置くことができる。

○前橋市公民館運営推進委員会規則（昭和37年前橋市教育委員会規則第8号）「抜粋」

（目的）

第1条 この規則は、前橋市公民館条例（昭和30年前橋市条例第24号）第7条第2項の規定により設置される前橋市公民館運営推進委員会（以下「推進委員会」という。）について定めることを目的とする。

（任務）

第2条 推進委員会は、公民館における各種事業の企画実施について調査審議し、公民館運営に協力するものとする。

（定数及び委嘱）

第3条 推進委員の定数は10人以内とし、前橋市公民館条例第9条各号に規定する者のうちから教育長に諮り、館長がこれを委嘱する。

（運営）

第4条 推進委員会の運営は、前橋市公民館運営審議会規則（昭和30年前橋市教育委員会規則第27号）の例によるものとする。

○前橋市公民館運営審議会規則（昭和30年前橋市教育委員会規則第27号）「抜粋」

（目的）

第1条 前橋市公民館条例（昭和30年前橋市条例第24号）第7条に規定する前橋市公民館運営審議会（以下「審議会」という。）は館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものとし、本規則の定めるところにより運営する。

（役員）

第2条 審議会に次の役員を置く。

（1）委員長 1名

（2）副委員長 1名

2 役員を選出は、委員の互選による。

（役員の仕事）

第3条 委員長は、会務を総理する。

2 副委員長は委員長を補佐し、委員長事故あるとき、これを代理する。

3 委員長、副委員長共に事故あるときは、委員の中で最年長者がこれを代行する。

（専門委員会）

第4条 審議会は、必要により専門委員会を設けることができる。

2 専門委員は、委員長がこれを委嘱する。

（会議）

第5条 会議は、中央公民館長の要請により委員長がこれを招集する。

2 会議は委員の半数以上の出席をもって成立し、議事は出席委員の過半数をもって決する。

○社会教育法（昭和24年法律第207号）「抜粋」

（公民館運営審議会）

第29条 公民館に公民館運営審議会を置くことができる。

2 公民館運営審議会は、館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものとする。

第30条 市町村の設置する公民館にあつては、公民館運営審議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、市町村の教育委員会が委嘱する。

2 前項の公民館運営審議会の委員の定数、任期その他必要な事項は、市町村の条例で定める。

## 第3期前橋市教育振興基本計画【概要版】

### 01 「前橋市教育振興基本計画」について



#### 1 計画改訂の趣旨と位置づけ

- 教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項に基づく計画
- 計画期間：6年間 令和5年度（2023年度）から令和10年度（2028年度）まで
- 第七次前橋市総合計画の行動指針を踏まえて計画を策定

#### 2 教育をめぐる本市の状況

##### 人口減少、少子高齢化、外国人の増加など多様化の進展

多様な人がお互いの良さを認め合うウェルビーイングの理念を実現する共生社会の形成や、人生100年時代において、学び直しや学び続けることができる場と機会の提供が求められています。

##### ICT技術の更なる進化やデジタル化など、変化が激しく予測困難な Society5.0 時代の到来

ICTを主体的に使う力、他者との対話を大切にしながら課題を解決していく力の育成が求められています。

##### 子供や子育てをめぐる環境の変化

体験活動や異年齢間交流の減少、経済的貧困・ヤングケアラーなど、子供や子育てをめぐる環境の変化に伴う問題に対して関係機関・地域や企業と連携した取組・支援が求められています。

##### 新学習指導要領の実施、GIGAスクール構想、「令和の日本型学校教育」の構築など、学校教育の転換期

社会に開かれた教育課程の実現、ICT技術の活用等を通じた教職員の多忙化解消、地域や企業等と連携した取組などが求められています。

##### 教育施設の老朽化、文化財の保護と活用

対症療法的な維持管理から予防保全的な維持管理への転換、施設の長寿命化や財政負担の平準化が求められています。また文化財については、活用に向けた着実な調査・整備と専門的知見を有する人材の育成が求められています。

### 02 「第3期前橋市教育振興基本計画」が目指すもの

「第3期前橋市教育振興基本計画」は、本市の教育の大綱で定める前橋の教育が目指す人間像「多様な人と協働しながら、主体的・創造的に社会を創る人」を育むための計画です。

多様な人と協働しながら、  
主体的・創造的に社会を創る人

### 前橋の教育が目指す人間像を育成するための4つの指針と視点

第2期計画から考え方を引き継ぐ4つの「指針」（個を伸ばす）（認め合う）（創り出す）（未来へつなぐ）と教育をめぐる本市の状況を踏まえて定める「視点」は、次のとおりです。4つの「指針」と「視点」は、目指すべき人間像の育成にあたり、それぞれ関連し合うものと考えます。



#### 視点 個性を伸ばす学びの充実

前橋で学ぶすべての人が、学ぶ喜びを実感しながら個性や感性を伸ばし、人生100年時代を主体的に学び続けることができる場と機会を提供します。



#### 視点 多様性を認め合う学びの充実

ウェルビーイングの向上を目指し、年齢・性別・国籍・障害の有無、LGBTなど、多様な個性や価値観を認め合う寛容さと、共に支え合う社会性を育むことができる場と機会を提供します。



#### 視点 新たな価値を創造する学びの充実

急速に変化する社会（Society5.0）をたくましく生き抜くために、多様な人と協働しながら、持続可能な社会を主体的に創る力を育むことができる場と機会を提供します。



#### 視点 市民としての誇りを継承する学びの充実

前橋で暮らす、すべての人が、リアルとデジタルを融合した学びの中で自然や文化・歴史を再認識し、郷土を愛する心と未来を考える力を養う場と機会を提供します。

#### ◆ 目指す人間像の育成イメージ

4つの指針は、学校教育、青少年教育、社会教育、教育環境整備のそれぞれの分野において、施策に取り組み際の基本となる考え方です。

4つの指針を踏まえて、各分野の施策に取り組むことにより、4つの指針と4つの分野が関連し合い、  
経糸と緯糸で織りなされる織物のように、  
目指すべき人間像が育成されるものと考えます。

県都前橋 生系のまち 県都前橋 教育のまち

歴史を引き継ぎながら、新しい社会に向けた教育に取り組めます。

## 分野別 基本理念 及び 基本方針

### 学校教育

基本理念 生きる力を育む学校教育の充実

基本方針

- (1)義務教育 効果的・効率的な学校経営に向けた体制づくりなど  
「生きる喜び」や「学ぶ楽しさ」を実感できるなど  
・教職員の資質・能力の向上や組織的な生徒指導の充実など  
学習と部活動の両立や様々な可能性を引き出す進路指導など
- (2)高校教育 学校力を高める学校経営  
学力あふれる教育活動  
豊かな感性や思考力・判断力・表現力を育むなど
- (3)幼児教育 保育の充実を目指す幼児教育の推進
- (4)特別支援教育 自立や社会参加に向けた主体的な学びなど  
将来に向けた指導的な役割を担う人材育成など
- (5)教職員育成 特別支援教育及び教育相談機能の充実  
教職員研修、実践的研究機能の充実

### 青少年教育

基本理念 人間性豊かな青少年の育成

基本方針

- (1)地域健全育成 地域や家庭、学校の連携・協働による  
子供が主体となった活動の支援など  
多様な文化への関心や理解を高めるための
- (2)生徒指導と教育相談 いじめの防止や多様化・複雑化した不登校への対応など  
子供たちの安全意識と知的好奇心を育てる  
新たなプログラムの作成など
- (3)体験的な学び 学校の健全育成活動とへの支援の充実  
子供をめぐる問題解決への支援の充実

### 社会教育

基本理念 心豊かな前橋の文化の創造

基本方針

- (1)生涯学習 地域課題や市民ニーズに対応した魅力ある学びの場の提供など  
個々の学習成果を社会へ還元できる仕組みづくりなど  
個の学びを地域に還元し、前橋の人や価値を未来へ継承する
- (2)図書館 多様な学習要望への対応や子供の主体的な読書活動など
- (3)文化財 新たな前橋の魅力の発見など

### 教育環境整備

基本理念 「学び」「創造」「交流」の場としての教育環境づくり

基本方針

- (1)教育施設整備 安全性と環境への配慮など
- (2)学校給食 安全・安心でおいしい学校給食の安定的な供給など  
子供たちの健やかな成長を育む  
市民や企業からの支援による
- (3)教育振興基金 前橋の学びの未来を支える

## 03 具体的重点施策

第3期計画は、計画と具体的施策の関連性を明確にし、実効性のある計画とするため、施策、具体的取組及び計画最終年の目標指標を記載しています。記載する施策は、第3期に重点的に取り組む施策です。ここでは、代表的な施策を記載しています。

### 学校教育

施策の目標 学び続ける力の育成

施策 (No.4) 主体的・対話的で深い学びの実現

ICTを活用した新たな価値を見出す授業づくりの推進

具体的取組 ●「教育課程編成・実施の手引き」や「指導と評価の一体化」のための学習評価のポイント」に基づく授業づくりや学習評価に対する助言の充実 など

目標指標 学校評価アンケート「『主体的・対話的で深い学び』の実現に向けた授業の推進」について、「よく出来ている」、「大抵出来ている」(4段階評価上位2位)と回答した

R3年度 87.8% R10年度 90%



児童生徒が主体となる授業

### 青少年教育

施策の目標 学校支援体制の充実と問題行動の防止

施策 (No.22) 児童生徒に寄り添った校内支援体制の充実

具体的取組 ● スクールカウンセラーやオアープンドアサポーター、スクールロイヤーなどの人材を活用した学校支援体制の充実

● SOS の出し方に関する教育の普及・啓発の推進

目標指標 SOS の出し方に関する教育を年1回以上実施した学校の割合

R3年度 未実施 R10年度 100%



スクールロイヤーによるいじめ防止教育の授業

### 社会教育

施策の目標 公民館及びコミュニティセンターにおける社会教育事業の充実

施策 (No.29) 地域課題や市民ニーズに対応した多様な魅力ある学びの場の充実

具体的取組 ● 地域課題や学習ニーズを捉えた講座の充実

(健康、食育、安全安心、デジタル活用等)

目標指標 公民館及びコミュニティセンター事業開催回数(年間)

R3年度 627 回 R10年度 1,000 回



明徳大学

### 教育環境整備

施策の目標 文化財施設の整備

施策 (No.44) 歴史や伝統文化などの特色を活かした文化財施設の適正な維持管理

具体的取組 ● 県及び市文化財保護指導員によるパトロール及び所有者への指導・助言の推進

目標指標 文化財保護指導員による巡回監視の「A評価」、「B評価」(4段階評価上位2位)の割合

R3年度 91% R10年度 95%



鶴江閣

## 04 計画の進行管理

● 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づく点検及び評価を活用

年度ごとに設定した目標、評価対象年度の実績、計画期間終了後の達成目標の数値を踏まえ、客観的に評価します。評価の際は、施策に対する評価、具体的改善策及び適切な指標の設定などに学校教育、青少年教育、社会教育、教育環境整備分野の学識経験者の知見を活用します。  
点検及び評価を通じた施策の振り返り、課題の洗い出しや改善策の検討を行い、PDCAサイクルにより、計画を着実に実行し、本市教育の充実につなげていきます。なお、計画開始から3年を目安に中間評価を行います。

# 令和8年度 南橘公民館主催事業

## 1 子育て親子支援事業

### I 芳賀・富士見・南橘3公民館合同

「親子の絆プログラム”赤ちゃんがきた!”」(愛称:BPプログラム)

#### (1) ねらい

- ①初めて子育てをしている母親の交流・情報交換の場とする。
- ②育児に対する不安を軽減する。
- ③乳幼児期の育児について必要な知識を学ぶ

#### (2) 概要

日時・テーマ=①5月13日(水) 新しい出会い 参加8組

②5月20日(水) 赤ちゃんのいる生活と環境 参加7組

③5月27日(水) 赤ちゃんの遊びと心の発達 参加7組

④6月4日(木) 親になること 参加8組

※台風6号の影響で当初予定3日(水)から順延

時間は全て10:00~12:00

場所=芳賀公民館(R8 芳賀、R9 富士見、R10 南橘)

対象=第1子(2ヵ月~6ヵ月)とその母親

講師=前橋市こども支援課

## II 南橘すくすく子育て教室

#### (1) ねらい

- ①同年齢の子どもを持つ親同士の交流を図る。
- ②親子とも楽しみながら学ぶ機会をつくる。
- ③親子の新たな発見や可能性を引き出すことにつなげる。
- ④母親の育児ストレス解消や、より良い親子関係構築を支援する。

#### (2) 概要

ア 上期

日時=①7月8日(水) ②7月15日(水) ③7月22日(水)

④7月29日(水) ⑤8月7日(金) 時間は全て10:30~11:30

対象=生後2ヵ月~8ヵ月未満の子と保護者 12組

内容=①きらきら笑顔で親子あそび

~こどもの育ちに合わせた親子遊びを紹介~

②③④バランスボールエクササイズ&交流会(連続3回)

~産後の体に負担をかけない体力作り~

⑤こどもの心と体作り【講座形式・託児付】

~運動や感覚遊びを作業療法士が紹介します~

講師=①、⑤前橋市こども支援課

③④⑤ピラティスインストラクター 峯岸圭衣先生

イ 下期

検討中（12月、1月に実施予定）

## 2 青少年体験・チャレンジ活動事業

### I 南橋チャレンジ教室【夏休み期間、冬休み期間】

#### (1) ねらい

楽しく学べる機会や、学年の枠を超えた交流を図る機会を提供する。また、体験や学習をとおして集中力・自主性・豊かな感性を養うとともに、新たな発見や可能性を引き出す。

#### (2) 概要

（夏休み期間）

7月24日（金）10:00～11:30 笑って笑って南京玉すだれ&バルーンアート

7月25日（土）10:00～12:00 竹の皮で花かごを編む

7月27日（月）10:00～12:00 草木染め（玉ねぎの皮で手ぬぐいを染める）

7月31日（金）13:30～15:00 きり絵にチャレンジ

8月8日（土）10:00～12:00 竹で箸（・スプーン）づくり

（冬休み期間）

開催日時・内容は未定だが実施予定

### II 子ども会インリーダー講習会及び育成指導者講習会

#### (1) ねらい

①子ども会リーダーとしての活躍が期待される小学4～6年生の資質向上の一助とする。

②子ども会を指導・援助する育成指導者の基本的な知識や技術の習得を図る。

#### (2) 概要

6月7日（日）9:30～12:30 リーダー講習会・育成指導者講習会

参加者：こども14人、大人11人

6月13日（土）9:00～12:45 合同講習会（テント設営・カレー作り）

参加者：こども36人、大人11人

（南橋地区子ども会育成会連絡協議会主催）

### III のびゆくこどものつどい・ふれあいの広場

#### (1) ねらい

前橋のこどもを明るく育てる活動の一環として、南橋地区で「のびゆくこどものつどい」を開催し、人間性豊かな青少年の育成を目指すとともに、地域・家庭・学校の連携・協働の大切さと子どもたちを地域で育てる気運を醸成する。

また、「ふれあいの広場」を同時開催することにより、ボランティア活動への理解などにつなげる。

#### (2) 概要

日時＝9月12日（土）午前9時～正午

会場＝南橘公民館

内容＝鎌倉中学校吹奏楽部演奏、子ども和太鼓演奏など。各コーナーによる企画については調整中。

（青少年健全育成会ほか関連団体で組織する実行委員会主催）

#### Ⅳ こどもを明るく育てる活動地区別会議

(1) ねらい

青少年健全育成に係る諸行事を行うことで、南橘地区における健全育成活動の一層の推進を図る契機とする。

(2) 概要

日時＝12月6日（日）午前9時30分～午前11時30分

会場＝南橘公民館

内容＝南橘・鎌倉中代表者による「少年の主張」の発表、地区内小中学校からの報告、講演会等。

（青少年健全育成会主催）

### 3 生涯学習奨励員活動支援事業

(1) ねらい

生涯学習奨励員相互の密接な連絡や生涯学習の効果的な進展、奨励員の資質向上などを図る。

(2) 概要

①生涯学習フェスティバルへの参加（8月29日（土））

②研修講座

Word研修会、Excel研修会を開催（12月～3月頃を予定）

＊町の広報誌作成に役立てるため

### 4 自主学習グループ活動支援事業

(1) ねらい

所属団体の連帯と協調を進めながら、各団体の発展と向上を図り、豊かで文化的な地域の構築につなげる。

(2) 概要

①自主学習グループの会員募集支援

5月～8月に実施。館報の7月号と8月号に掲載希望団体の紹介記事載せて会員募集をする。

②研修講座

・12月頃に「救急車が来るまでの対応について学ぶ講習会」（出前講座）を実施予定。



- ・ 3月頃に研修視察（行先未定）実施予定。

③南橋地区文化祭への参加

10月24日（土）、25日（日）に実施予定の文化祭への参加（展示、発表等）

④公民館利用団体PRチラシ掲示

自主学習グループのチラシを各団体に作成してもらい、それを館内に掲示。  
また、チラシを入れたバインダーを窓口で案内できるように設置。

⑤南橋公民館の清掃ボランティア

ア 敷地内の除草及び清掃活動

7月12日（日）実施（6月21（土）実施予定だったが雨天順延した）。

イ 館内の大掃除

12月13日（日）実施予定。

## 5 人生100年時代の学び事業（旧学び合い、人権、地域ふれあい事業）

### I 世代間・地域交流

#### 南橋さんさん教室

##### (1) ねらい

①相続への対応をはじめ、ライフプランの考え方を学び、相続対策に必要な基礎知識と留意点を理解する。

②悪徳商法の代表的な手口を知り、被害防止に必要な知識を習得する。

③参加者同士の新たな出会いと学びの場を提供し、学習活動を通じ受講生相互の交流を深め、仲間づくりや地域づくりの促進を図る。

##### (2) 概要

日時＝①5月20日（水）②5月27日（水）③6月 2日（火）

時間は全て 10:30～11:30

対象＝前橋市内在住 定員20名

①わたしと家族の相続① 参加9名

～相続と争続のはなし～

基礎から学ぶ生前贈与など相続対策ポイントを学ぶ

②わたしと家族の相続② 参加5名

～MY ライフ&エンディングを考えよう～

③悪徳商法に気をつけよう 参加7名

～手口を寸劇に交え知る～

悪徳商法にだまされないためにどういう事に気をつけたらよいか

講師＝①、② 明治安田生命相互会社 前橋中央営業所 営業所長秋葉様

③前橋市消費生活センター

### II ウェルビーイング・健康・生きがい（旧高齢者教室）

## 南橋いきいき教室

検討中（１１月、１２月に実施予定）

### Ⅲ 人権啓発

#### (1) ねらい

人権意識の向上と啓発を図る。

#### (2) 概要

時期＝１２月～１月（展示）、１月以降（館報掲載）

内容＝小中学生の人権標語作品を南橋公民館ロビーに展示。

また、同作品を「館報なんきつ」に掲載。

## 6 情報提供事業

#### (1) ねらい

公民館事業や団体の情報等を発信することで、住民の方の利便性向上や学習機会の提供、さらには諸活動の活性化等につなげる。

#### (2) 概要

##### ①公民館報発行

公民館主催事業、地区内の各種団体行事のお知らせ及び結果報告、行政からのお知らせ等を掲載し、毎月１日に毎戸配付（約１８，０００部）している。

※平成３１年３月号からサイズをＢ４版からＡ４版に変更

⇒情報量を増やすために令和元年１０月から再びＢ４判に変更

⇒配付の利便性を図るために令和４年１月から再度Ａ４版に変更

##### ②ホームページを活用した情報提供

前橋市ホームページに、公民館に関する情報（公民館の概要、取扱い業務、周辺地図、公民館の部屋利用、自主学習グループ一覧、館報等）を掲載

## 7 主な地区との協働事業

### I 地区市民スポーツ祭

#### (1) ねらい

①地区住民の健康・体力の維持増進と地区スポーツの振興を図る。

②地区住民相互の交流を深め親睦を図る。

#### (2) 概要

日時＝８月２２日（土）を予定

会場＝ＡＬＳＯＫぐんま総合スポーツセンター武道館

内容＝誰もが参加しやすいレクリエーション的要素の強い種目を中心に構成。町別対抗競技については合計得点で順位を決める。

## Ⅱ 地区文化祭

### (1) ねらい

①地域の文化振興に寄与する。

②各種活動に励む人たちが学習成果を発表し合い、交流を深める。

### (2) 概要

日時＝10月24日（土）、25日（日）を予定

会場＝南橋公民館

内容＝具体的な内容については調整中

## Ⅲ 南橋地区地域づくり推進協議会との協働

### (1) ねらい

地域における支えあいや自主・自立性の強化を図りながら、誰もが安全に安心して暮らせる地域づくりを進める。

### (2) 概要

#### ア 春の交換会

日時＝5月23日（土）午前9時30分～午前11時

会場＝南橋公民館ホール

内容＝衣類・日用品・古本などの交換会を開催し、不用品がゴミにならずに再利用された

#### イ 菜の花プロジェクト・種まき

日時＝10月上旬

会場＝田口町田口菜畑

#### ウ 秋の交換会

日時＝11月14日（土）午前9時30分～午前11時

会場＝南橋公民館ホール

内容＝衣類・日用品・古本などの交換会

#### エ 橋山環境整備・南橋中との共同作業…【調整中】

日時＝11月下旬

会場＝田口町橋山

#### オ 菜の花プロジェクト・摘み菜…【調整中】

日時＝2月下旬～3月上旬

会場＝田口町田口菜畑